

周南市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例制定について

周南市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例

周南市老人休養ホーム条例（平成15年周南市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「3日まで」の次に「（前号に掲げる日を除く。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

第7条中「第2条の表に掲げる」を削る。

第9条第3号及び第10条中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市老人休養ホーム条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(休館日)</p> <p>第5条 嶽山荘の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 <u>第2条の表に掲げる</u>嶽山荘を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは停止し、又は利用許可条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めに任じない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 嶽山荘の施設又は設備を<u>き損</u>するおそれがあると認め</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 嶽山荘の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで <u>(前号に掲げる日を除く。)</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 嶽山荘を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは停止し、又は利用許可条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めに任じない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 嶽山荘の施設又は設備を<u>毀損</u>するおそれがあると認め</p>

現行	改正案
<p>たとき。 (4) (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 利用者は、嶽山荘の施設又は設備を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、市長が定めた損害額を賠償しなければならない。</p>	<p>たとき。 (4) (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 利用者は、嶽山荘の施設又は設備を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、市長が定めた損害額を賠償しなければならない。</p>